農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第３条）

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第３条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の売買、貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。
詳しくは松阪市農水振興課にお問い合わせください。

○農地法第３条の主な許可基準

農地法第３条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）
- 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと（農地所有適格法人要件）
- 申請者または世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

※農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第２条第３項の要件を満たす法人をいいます。
※農地を借りる場合は、農地所有適格法人以外の法人も許可を受けることができます（解除条件付契約書など若干の要件はあります）。
※３条の許可を受けるためには、申請農地は耕作できる状況である必要があります。
また、小作権等が設定されている場合には事前に解約が必要になる場合がありますので、ご確認ください。

※下限面積要件および別段面積の廃止について（令和５年４月１日以降）

令和５年４月１日から「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）」が施行されることに伴い、農地法の一部が改正され、農地法第３条第２項第５号に規定されている下限面積の要件は廃止されました。
併せて、独自に設定していました「５０アール未満の下限面積」の制度もなくなりました。

今回の改正の狙いとして、農業従事者の減少が加速する中、耕作放棄地を解消し、効率的な農業の展開を支援する目的の中で改正されたものです。
しかしながら、農地法第３条の許可を受けるためのその他の基準（農地すべて効率利用要件，農地所有適格法人要件，農作業常時従事要件，地域との調和要件）については従来通り継続されます。

○農地法第３条許可事務の流れ

・農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。
・松阪市農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付まで迅速な許可事務に努めております。なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

申請者の方の流れ

申請についての相談

※農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いいたします。
住所：松阪市殿町１３４０番地１（松阪市役所内）
TEL ：0598-53-4137

↓

申請書の記入

※申請内容に応じて申請書（松阪市ホームページからダウンロードできます。農業委員会にもあります。）にご記入いただきます。
※農地を借りる場合は、農地所有適格法人以外の法人も許可を受けることができます（解除条件付契約書など若干の要件はあります）。

必要書類の入手

※記入に当たっては別添の記入例をご参照ください。
※別添の必要書類一覧表をご参照ください。
なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。
※新規営農等の場合、申請書類提出後の定例会において調査委員会を開催することを決定した場合には、追加書類をご提出いただくと共に、調査委員会の席で営農計画について聞き取りをさせていただきます。

↓

申請書提出前の再確認

※記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。
申請前にもう一度、記入例や必要書類一覧表でご確認ください。

↓

申請書の提出／受付

※ご足労ですが農業委員会事務局までお越しください。

農業委員会等の流れ

申請書の提出／受付

↓

申請内容の審査

※申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第３条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認いたします。また、現地調査を行います。

定例会

※定例会で許可・不許可についての農業委員会の意思決定を行います。
新規営農等の場合、別途調査委員会を開催して申請者に営農計画について聞き取りを行う場合もあります。

↓

許可書の交付

※ご足労ですが農業委員会事務局までお越しください。